

船舶インシデント調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成28年10月18日 06時05分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸港北東方沖 鮫角灯台から真方位051°21.3海里付近 (概位 北緯40°45.8′ 東経141°56.4′)
インシデントの概要	漁船第八福重丸 ^{ふくじゅう} は、揚網作業中、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年11月15日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八福重丸、75トン
船舶番号、船舶所有者等	123187、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：波向 南、波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか8人が乗り組み、八戸港北東方沖において、船長が船橋で単独で操船を行い、船首側から風を受けて船尾側から潮の流れを受ける状況下、プロペラ翼のピッチ角を約1°～2°として微速力で前進しながら、船尾の開口部から底引き網の揚網作業中、推進器に網が絡まって主機が急停止した。</p> <p>本船は、船長が、推進器に網が絡まったことに気付き、自力での航行ができなかったので僚船に救助を求め、来援した僚船にえい航されて八戸港に着岸した。</p> <p>本船は、ふだん、網が弛ま^{たる}ないように機関を後進にかけて緊張状態を保ちながら、揚網作業を行っていた。</p>
分析	本船は、揚網作業中、船首側から風を受けて船尾側から潮の流れを受ける状況下、推進器に網が絡んだことから、主機の運転ができなくなり、運航不能になったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、揚網作業中、船首側から風を受けて船尾側から潮の流れを受ける状況下、推進器に網が絡んだため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関を使用しながら揚網作業する場合には、漁網などの状況を確認すること。